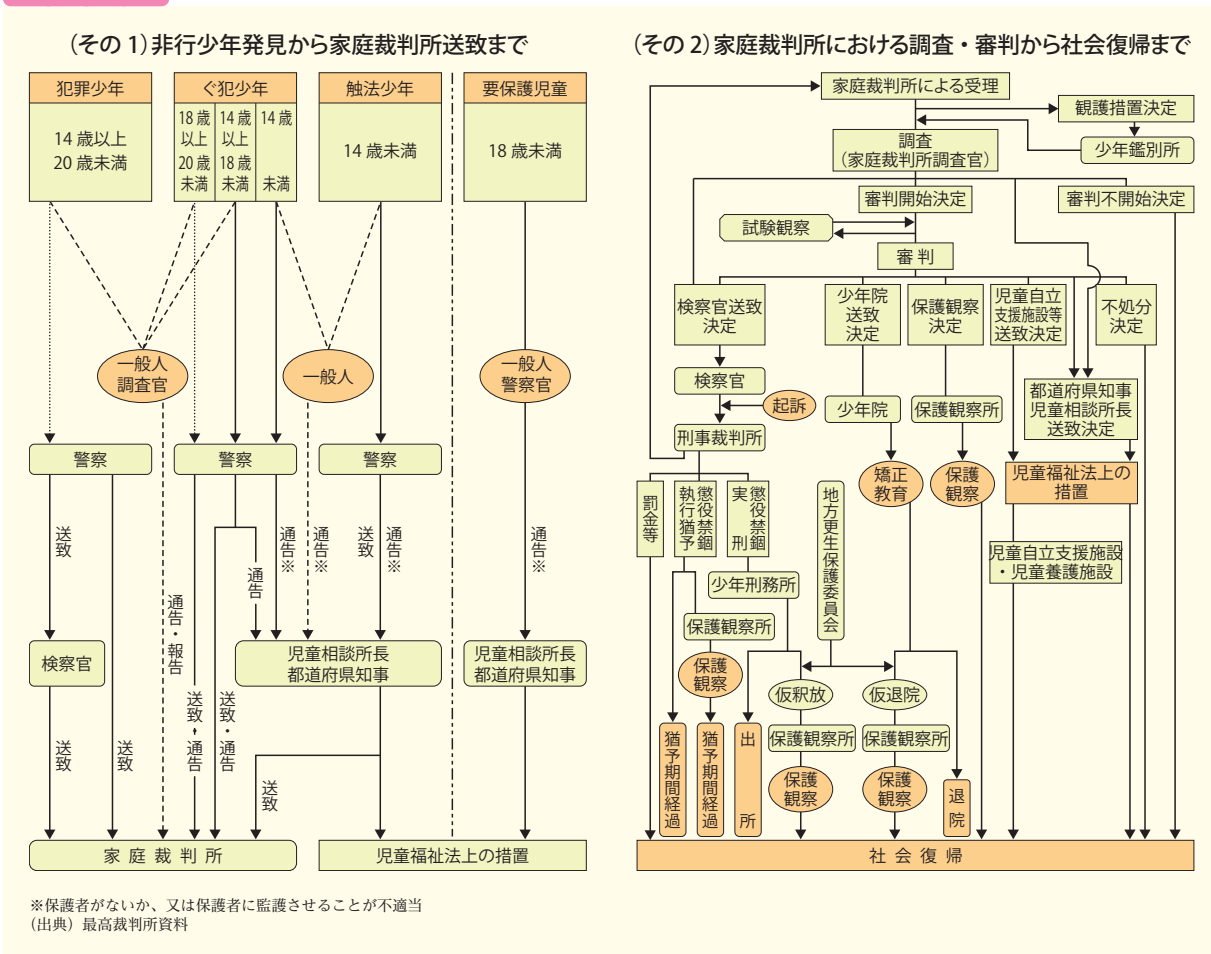


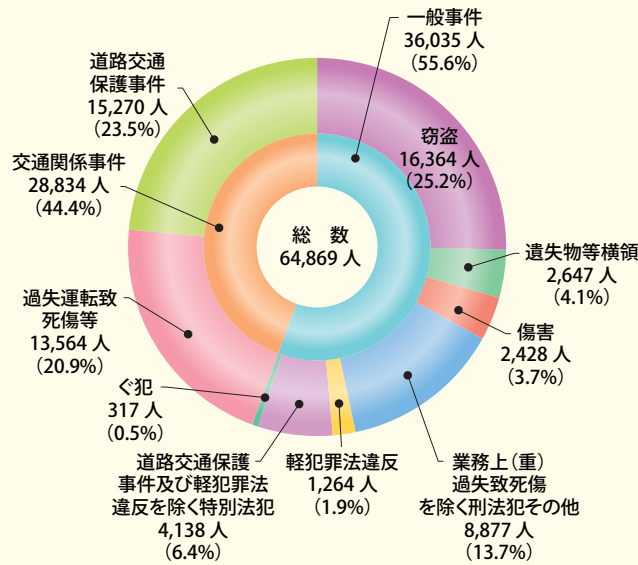
第3-25図 少年事件処理手続き概略図



ア 受理の状況

平成30（2018）年における少年保護事件の全国の家庭裁判所での新規受理人員は、64,869人であった。内訳をみると、窃盗（25.2%）、道路交通保護事件（23.5%）、過失運転致死傷等（20.9%）が多い。近年、少年保護事件の新規受理人員は減少傾向が続いており、平成30年は前年と比較して8,484人（11.6%減）減少した（第3-26図）。

第3-26図 家庭裁判所における少年保護事件の新規受理人員（非別構成比 平成30年）

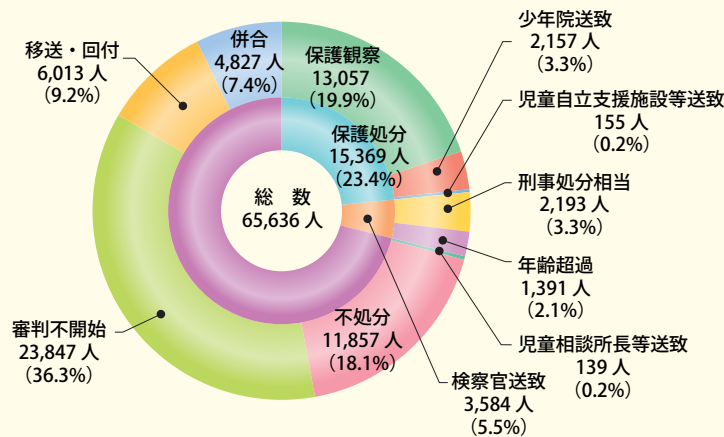


(注) 1. 司法統計による。
 2. 過失運転致死傷等とは、(無免許)過失運転致死傷、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、業務上(重)過失致死傷及び(無免許)危険運転致死傷を指す。
 3. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、足し上げた数値が小計と一致しない場合がある。
 4. 数値は速報値である。

イ 処理の状況

平成30(2018)年における少年保護事件の既済人員(全人員(延べ人員)で全事件数と同数。以下同じ。)は65,636人で、このうち一般事件(交通関係事件を除く少年保護事件。以下同じ。)が36,459人(全体に占める割合55.5%)、交通関係事件((無免許)過失運転致死傷、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、業務上(重)過失致死傷、(無免許)危険運転致死傷及び道路交通保護事件。以下同じ。)が29,177人(同44.5%)となっている。終局決定別にみると、審判不開始が36.3%と最も多く、次いで保護処分が23.4%となっている(第3-27図)。

第3-27図 少年保護事件の既済人員(平成30年)



(注) 1. 司法統計による。
 2. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、足し上げた数値が小計と一致しない場合がある。
 3. 数値は速報値である。

① 保護処分

保護処分に付された者は15,369人で、その内訳は、一般事件が8,708人（56.7%）、交通関係事件が6,661人（43.3%）である。前年と比較し、1,493人（8.9%減）減少している。

・ 保護観察

保護観察に付された少年は13,057人で、その内訳は、一般事件が6,571人（50.3%）、交通関係事件が6,486人（49.7%）である。前年と比較し1,451人（10.0%減）減少している。交通関係事件のうち4,348人（67.0%）は交通短期保護観察に付されたものである。

・ 児童自立支援施設等送致¹⁶

児童自立支援施設や児童養護施設に送致された者は155人である。

・ 少年院送致

少年院送致となった者は2,157人で、その内訳は、一般事件が1,983人（91.9%）、交通関係事件が174人（8.1%）と、一般事件が多くを占める。前年と比較して、一般事件は6人（0.3%減）、交通関係事件は25人（12.6%減）減少している。

② 検察官送致

刑事処分が相当であるとして検察官送致となった者は2,193人で、その多くを交通関係事件が占める（2,081人（94.9%））。前年と比較して334人（13.2%減）減少している。

③ 児童相談所長等送致¹⁷

知事や児童相談所長に送致された者は、139人である。

④ 審判不開始、不処分¹⁸

裁判官や家庭裁判所調査官は、調査や審判の段階で、少年に対し、その問題性を見極めた上で、以下のような再非行防止に向けた働き掛けをしている。

- ・ 非行の内容を振り返らせ、被害の実情を伝えるなどする中で必要な助言・指導を行い、反省を深めさせる。
- ・ 学校などと連絡を取って生活態度や交友関係の改善に向けた協力態勢を築く。
- ・ 「犯罪被害を考える講習」や地域の清掃といった社会奉仕活動への参加を促す。

また、再非行を防止するために家族が果たす役割が大きいことから、少年の非行に家族関係が及ぼしている影響を見極めた上で、問題解決に向けて家族関係の調整を行ったり、少年と保護者に社会奉仕活動への参加を促したりするなどの働き掛けを行っている。ほかにも、保護者会を実施して保護者の気持ちや経験を語り合う場を設けることにより、保護者の少年に対する指導力を高めたり、保護者が自らの養育態度を見つめ直し、監護者としての責任を自覚するように働き掛けたりしている。このような働き掛けも行った上で、その少年について審判を開いたり保護処分に付したりする必要がないと考える場合には、審判不開始や不処分とすることがある。

(5) 加害者に対するしよく罪指導と被害者への配慮

ア 被害者への情報提供などの様々な制度や取組（警察庁、法務省、最高裁判所）

警察は、被疑少年の健やかな育成に留意しつつ、捜査上の支障のない範囲内で、被害者などの要望に応じて、捜査状況などに関する情報を可能な限り被害者などに提供するように努めている。

法務省は、

- ・ 全国の検察庁において、少年事件の被害者を含む全ての被害者やその親族の心情などに配慮する

16 児童自立支援施設（不良行為をなし、又はなすおそれのある子供を、入所又は保護者の下から通わせて、必要な指導を行い、自立を支援する施設）などに送致するもの。その対象のほとんどが15歳以下の少年である。

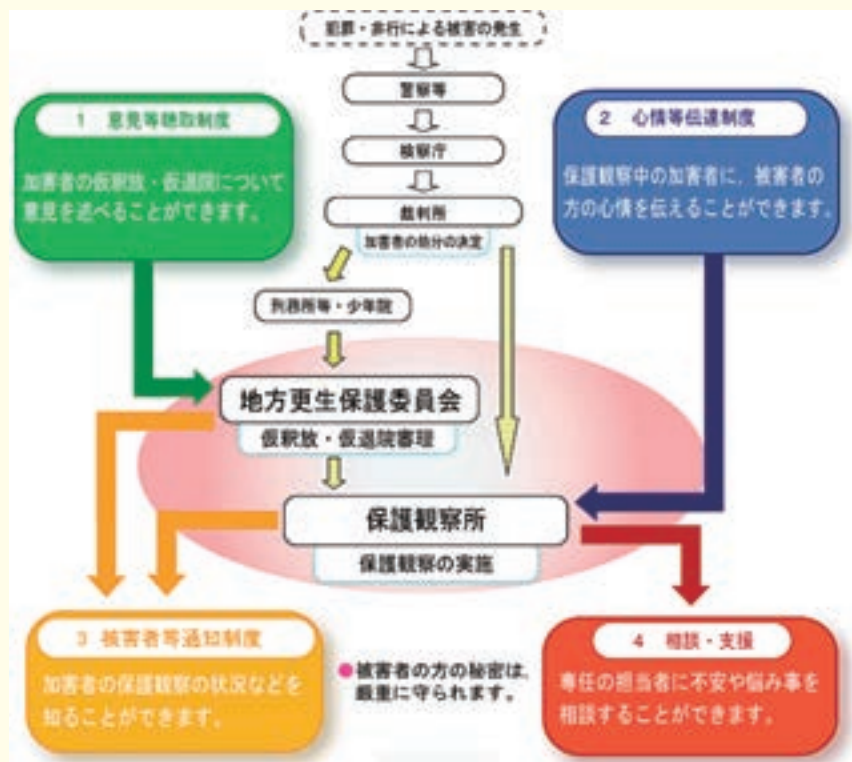
17 処遇を児童福祉機関の措置に委ねるもの。児童自立支援施設等送致と同様にその対象のほとんどが15歳以下の少年であるが、毎年その数は少ない。

18 調査（及び審判）の結果、審判を開いたり保護処分に付したりすることができず、又はその必要がないと認められる少年に対して行われる決定。

という観点から、被害者に、事件の処理結果などの情報を提供している。

- ・少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、加害少年の健全な育成に留意しつつ、被害者の希望に応じて、少年院送致処分や保護観察処分を受けた加害少年に関し、少年院での処遇状況に関する事項や仮退院審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
- ・検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所において、被害者の希望に応じて、刑事処分となった加害少年に関し、事件の処理結果や、裁判結果、受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
- ・「更生保護法」(平19法88)に基づき、地方更生保護委員会が、少年院からの仮退院の審理や刑事処分となった少年の仮釈放の審理において被害者の意見などを聴取する意見等聴取制度と、保護観察所が被害者の心情などを保護観察中の加害少年に伝達する心情等伝達制度を実施している(第3-28図)。

第3-28図 更生保護における被害者のための制度



(出典) 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim01.html)

家庭裁判所は、

- ・「少年法」に基づく、一定の重大事件の被害者による少年審判の傍聴や、被害者などに対する審判状況の説明といった被害者のための制度¹⁹の適切な運用に努めている。
- ・調査や審判の段階で、被害者の心情などに十分配慮しながら、被害者から話を聞くなどして被害の実情や被害感情の把握に努め、被害者の声を少年審判手続に反映するよう努めている。

19 「少年法」では、被害者への配慮を充実するため、①被害者などによる記録の閲覧及び謄写、②被害者などの申出による意見の聴取、③一定の重大事件の被害者などによる少年審判の傍聴、④被害者などに対する審判状況の説明、⑤被害者などに対する審判結果などの通知、の制度が設けられている。

イ 被害者の心情を踏まえた適切な加害者処遇（法務省）

近年、刑事司法の分野において、被害者やその親族の心情などについて、一層の配慮を行うことが求められるようになってきている。

少年院や少年刑務所等では、「被害者の視点を取り入れた教育」が意図的・計画的に実施されるよう、矯正教育や改善指導の充実に努めている。この教育により、自分の犯した罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に誠意をもって対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせるための働き掛けを行っている。

保護観察所でも、個々の事案の状況に応じ、その処遇過程において、少年が自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に対して誠意をもって対応していくことができるようになるための助言指導を行っている。また、特に、被害者を死亡させたり、その身体に重大な傷害を負わせたりした事件により保護観察に付された少年に対しては、被害者に対する謝罪の気持ちをかん養し、具体的なしよく罪計画を策定させる指導を実施している。

(6) 施設内処遇を通じた取組等

ア 少年鑑別所（法務省）

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別²⁰を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者などに対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設である。観護措置による収容期間は、原則として2週間以内であり、特に必要のあるときは、家庭裁判所の決定により、期間が更新（延長）されることがある（最長8週間）。鑑別の結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付されて審判の資料となるほか、保護処分が決定された場合には、少年院、保護観察所に送付され、処遇の参考にされる。また、少年鑑別所の在所者については、心身の発達途上にあり、その健全な育成に配慮することが重要と考えられることから、在所者の自主性を尊重しつつ、情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させるための支援を実施している。

法務省は、少年鑑別所における鑑別・観護処遇の充実に努めている。特に、平成25（2013）年度から導入した、再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握する「法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）」を効果的に活用し、再非行防止に資する鑑別の充実に取り組んでいる。

イ 少年院・少年刑務所等（法務省）

少年院は、家庭裁判所において少年院送致の保護処分に付された者と、16歳に達するまでの間に刑の執行を受ける者を収容し、矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行う施設である²¹。矯正教育は、少年の特性に応じ、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を組み合わせて行うものであり、少年の特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間や実施方法を具体的に定めた個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かく行われている。

懲役や禁錮の実刑の言渡しを受けた少年は、刑執行のため、主に少年刑務所等に収容される。少年刑務所等は、一人一人に個別担任を指定して面接や日記指導といった個別的な指導を行うなど、心身が発達段階にあり可塑性に富む少年受刑者の特性に応じた矯正処遇を、各少年の資質と環境の調査の結果に基づいて実施している。

また、法務省は、少年院において、家族関係に葛藤を抱えた在院者も少なくないことから、家族関係調整のために、在院者の保護者その他相当と認められる者に対して、在院者の処遇に関する情報の

20 鑑別には、家庭裁判所の求めにより、事件の調査や審判を受ける者に対して行う鑑別（観護の措置が執られて少年鑑別所に収容されている者に対して行う鑑別とそれ以外の者に対して行う鑑別がある。）、処遇機関等の求めにより行う鑑別がある。http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse06.html

21 収容対象となる者の年齢、犯罪的傾向の進捗、心身の故障の有無に応じて、第1種、第2種、第3種、第4種の4種類がある。http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse06.html

提供、職員による面接の実施、教育活動への参加の促進、保護者会・講習会の積極的な開催に努めるとともに、必要に応じ、指導、助言その他の適当な措置をとっている。

ウ 児童自立支援施設（厚生労働省）

児童自立支援施設²²は、不良行為を行った子供や行うおそれのある子供等に対して、その自立を支援することを目的として、一人一人の状況に応じ、生活指導、学習指導、職業指導、家庭環境の調整を行う施設である。

厚生労働省は、児童自立支援施設運営指針²³などにより、児童自立支援施設の質の確保と向上を図っている。

(7) 社会内処遇を通じた取組等（法務省）

ア 少年院からの仮退院、少年刑務所等からの仮釈放

少年院からの仮退院と少年刑務所等からの仮釈放とは、収容されている者を、法律や判決、決定によって定められている収容期間の満了前に仮に釈放し、その円滑な社会復帰を促す措置である。少年院からの仮退院と少年刑務所等からの仮釈放を許された者は、収容期間が満了するまでの間、保護観察を受ける。平成29（2017）年における少年院仮退院者は、全出院者の99.8%に当たる2,469人であった。

保護観察所は、少年院からの仮退院と少年刑務所等からの仮釈放に先立って、出院・出所後の少年を取り巻く生活環境（家庭、職場、交友関係など）が、その改善更生を促す上で適切なものとなるよう、引受人などとの人間関係や出院・出所後の職業などについて調整を行い、受入体制の整備を図っている。

イ 保護観察

保護観察は、非行のある少年に、社会生活を営ませながら、その改善更生を図る上で必要な一定の事項（遵守事項と生活行動指針）を守って健全な生活をするよう指導監督するとともに、自助の責任を踏まえつつ、就学や就職などについて補導援護することにより、少年の改善更生を促すものである²⁴。保護観察官と民間ボランティアである保護司とが協働して、その実施に当たっている。平成29（2017）年に保護観察所が新たに開始した保護観察事件数の52.0%に当たる16,934件が、家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年や地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院を許された少年の事件であった。保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者について、平成29年における保護観察開始人員の非行名別構成比を男女別にみると、保護観察処分少年は、男女共に、窃盗、道路交通法違反の順に高く、次いで、男子は傷害、女子は過失運転致死傷であった。少年院仮退院者は、男子は、窃盗、傷害、道路交通法違反の順に高く、女子は、覚せい剤取締法違反、窃盗、ぐ犯の順に高かった。

複雑かつ困難な問題を抱えた少年に対しては、保護観察官による直接的関与の程度を強めるなどにより、重点的な働き掛けを行っている。また、少年の持つ問題性やその他の特性を類型化し、各類型に焦点を当てた処遇を実施している。

北海道雨竜郡沼田町の「沼田町就業支援センター」では、主に少年院を仮退院した少年を対象とし、旭川保護観察所沼田駐在官事務所に附設された宿泊施設に居住させ、濃密な保護観察を実施するとともに、同町が運営する農場で農業実習を受けさせ、改善更生の促進を図っている²⁵（第3-29図）。

22 「児童福祉法」第44条に規定される施設。

23 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_07.pdf

24 http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01.html

25 http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo19.html

第3-29図 沼田町就業支援センター



(出典) 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo19.html)

また、保護観察所では、少年院に収容されている者の生活環境の調整や少年に対する保護観察処遇の中で、保護観察官や保護司が家族等と面接を行っている。家族関係や親の養育態度に問題が認められる場合には、子供の監護に関する責任を自覚させるために、保護者会を実施するなどして監護能力が向上するよう保護者に対し働き掛けるとともに、適切に監護に当たるよう指導や助言を行っている。さらに、家庭裁判所や少年院でなされた保護者への働き掛けとの連携に努め、それらと一貫性のある生活環境の調整や保護観察処遇を実施するなど、保護処分の効果が最大限のものとなるよう努めている。

ウ 処遇全般の充実・多様化

① 関係機関の連携

非行の深刻化に対処するため、少年のプライバシーなどとの調整を図りながら、関係機関が情報を共有し、各機関のなすべき役割を果たしていく必要がある。

法務省は、以下の取組により、保護処分の適正かつ円滑な執行を図っている。

- ・全国の少年院において、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所、少年鑑別所といった関係機関の担当者が一堂に会し、在院者の少年院入院後の処遇経過や今後の処遇方針、保護関係調整について検討を行う処遇ケース検討会を実施
- ・家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、少年院や保護観察における効果的な処遇と連携の在り方を検討するため、定期的に協議会を開催
- ・処遇機関において、必要に応じ、学校、警察、福祉施設の職員とも個別事例の検討を実施

② 社会貢献活動や社会参加活動による改善更生の取組

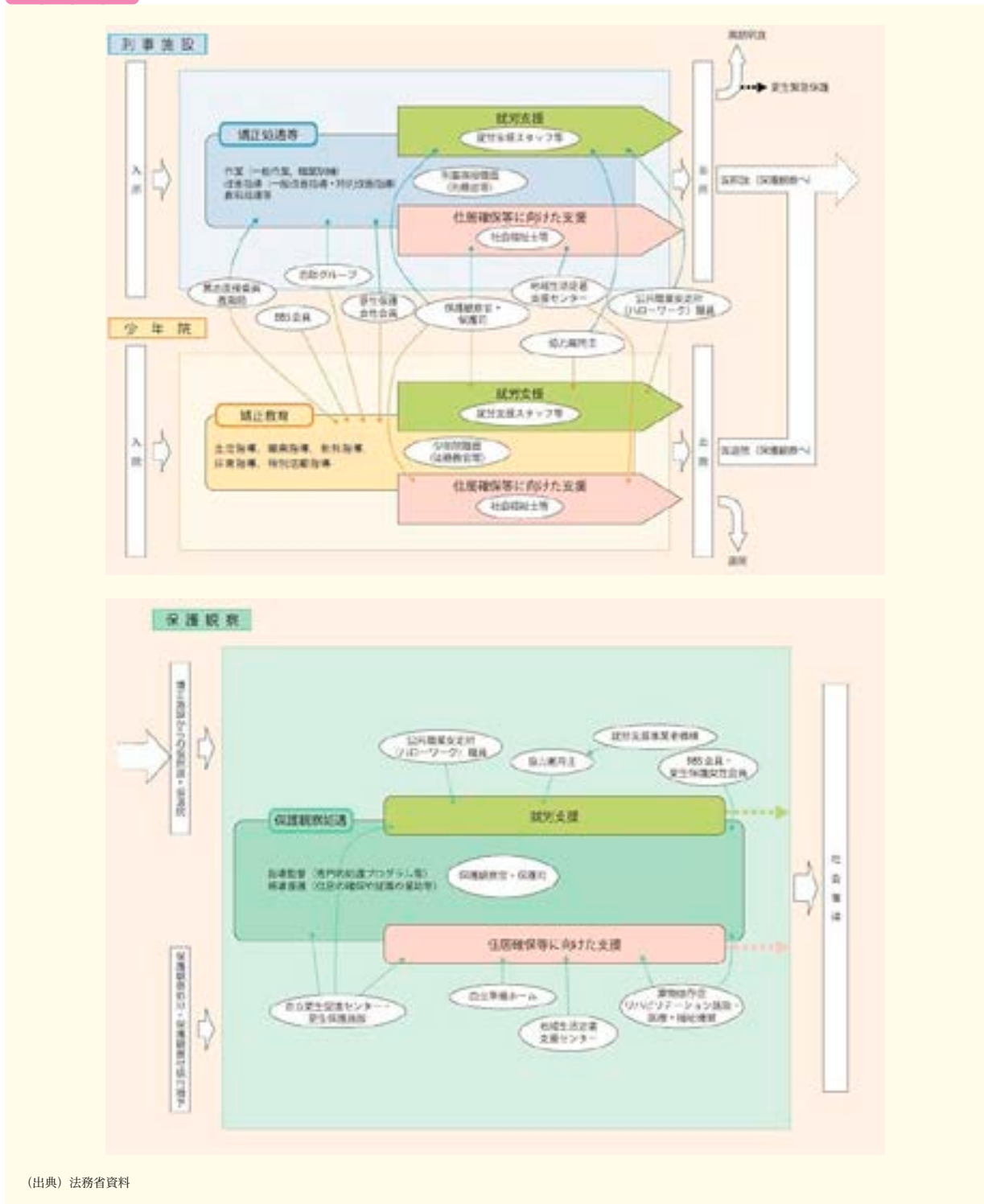
平成25（2013）年6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律」（平25法49）により、「更生保護法」に基づく保護観察の特別遵守事項の類型の一つに、社会貢献活動に関する規定が加えられ、平成27（2015）年6月に施行された。これは、少年や若者を中心とする保護観察対象者が、福祉施設での介護補助活動や公共の場所での清掃活動など社会に役立つ活動を行い、他人から感謝されることや周囲と協力しつつ任された役割をやり遂げるにより、自己有用感や社会性、規範意識の向上を図るためのものである。また、保護観察所は、社会性に乏しい少年を社会体験的な活動に参加させることにより、その健全育成を図る社会参加活動を実施している。

(8) 非行少年に対する就労支援等（法務省、厚生労働省）

少年院や少年刑務所等は、処遇の一環として、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起

し、各種の資格取得を奨励している。また、ハローワークなどとの連携による職業講話、職業相談、職業紹介、求人情報の提供といった就労支援を実施している（第3-30図）。

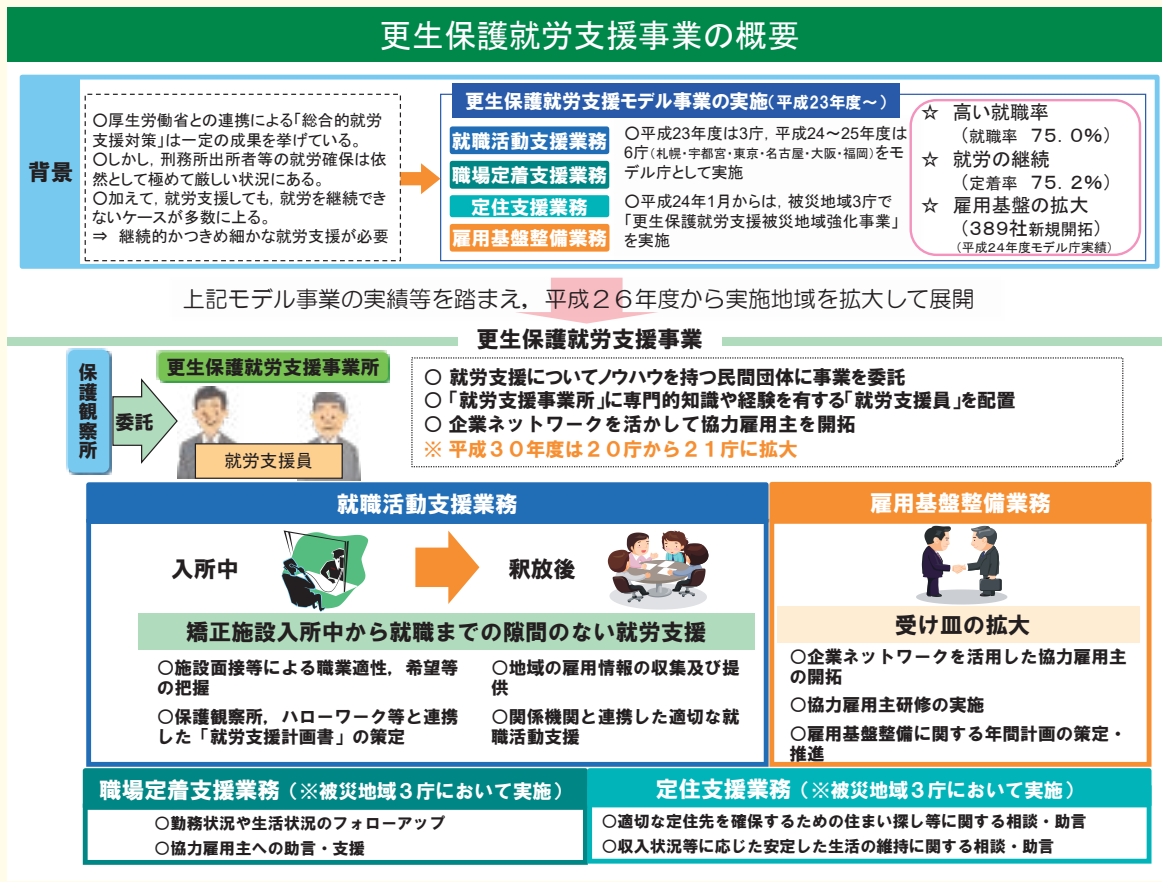
第3-30図 非行少年の処遇と社会復帰支援の概要



保護観察所は、矯正施設や家族、学校と協力し、出院・出所後の少年の就労先の調整・確保に努めている。保護観察中の無職少年に対しては、その処遇過程において、就労意欲がない原因や意欲があっても就労できない理由、就労しても継続しない理由など、不就労の原因となっている問題点の把握に努

め、その解消を図るための助言指導を行っている。平成26（2014）年度から本格実施してきた「更生保護就労支援事業」（一部の保護観察所が民間法人に委託し、矯正施設在院・在所中から就労に至るまでの、専門家による継続したきめ細やかな支援を実施するもの）について、平成30（2018）年度は20庁から21庁に拡大をして実施している（第3-31図）。さらに、協力雇用主²⁶に対する支援の強化として、平成27（2015）年度から「就労・職場定着奨励金」及び「就労継続奨励金」の支給を実施しているほか、引き続き、出院・出所後の若者の雇用に理解を示すソーシャルファーム（労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体など）の開拓・確保に努めている。

第3-31図 更生保護就労支援事業の概要



(出典) 法務省資料

ハローワークは、少年院や少年刑務所等、保護観察所と連携して、出院・出所予定者や保護観察に付された少年を対象とした職業相談、職業紹介、セミナー・事業所見学会、職場体験講習、トライアル雇用といった就労支援を推進している。また、就労後の相談、問題点の把握、問題解決のための助言など、就労継続のための支援を行っている。

厚生労働省は、施設を退所した若者などに対し、日常生活上の援助や就業支援を行う「自立援助ホーム」（児童自立生活援助事業）の充実に努めている（第3章第3節1オ「施設退所児童等の自立支援策の推進」も参照）。

26 第5章第1節1「民間協力者の確保」を参照。